

労務 ROAD

■労働保険の年度更新について

●労働保険の年度更新とは

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算し、すべての労働者に支払われる賃金の総額にその事業ごとに定められた保険料額を乗じて算定することになっています。

●「すべての労働者」の範囲

労災保険	雇用保険
常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等名称や雇用形態にかかわらず、労働の対象として賃金を受けるすべての方	労災保険と同じく名称や雇用形態にかかわらず以下に該当する方 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ② 31日以上雇用見込みがある方 ※季節的に雇用される方や昼間学生は除く
法人の役員（取締役）の取扱い	
代表権・業務執行権を有する役員は労災保険の対象となりません。	原則、雇用保険の被保険者となりません。 ※服従態様・賃金・報酬等の面からみて労働者の性格が強く、雇用関係が認められる者に限り被保険者となります。

●年度更新の手続き期限

毎年6月1日から7月10日までの間（土日除く）

労働保険概算・確定保険料申告書を作成し、所轄都道府県労働基準労働局または、労働基準監督署へ提出を行わなければなりません。手続きが遅れますと、追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課されることがあります。

【厚生労働省 より】

■ハローワーク 求人不受理制度がスタート

2020年3月末から、就職後のトラブルの未然防止を図るため、ハローワークや職業紹介事業者等において、一定の労働関係法令違反の求人者等による求人を受理しないことが可能となります。

不受理の対象とする違反の程度
(1) 労働基準法及び最低賃金法のうち、賃金や労働時間等に関する規定 ① 過去1年間に2回以上同一条項の違反については是正指導を受けている場合 ② 対象条項違反により送検され、公表された場合 ③ その他、労働者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合（社会的影響が大きいケースとして公表された場合等） (2) 職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法に関する規定 ① 法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合
不受理の対象とする期間
上記の(1)①、③及び(2)①の場合：法違反が是正されるまでの期間+是正後6ヶ月 上記の(1)②の場合：送検後1年間（是正後6ヶ月）

【厚生労働省 より】

VOL.689
(2003—5)



(旧 河本社労務士事務所)

〒541-0056
大阪府中央区久太郎町
1-9-26 船場 ISビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集担当：矢尾・君野・茅原

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

すっかり気温も上がり桜も開花しましたね。気分は春なのに、お花見が出来ないのが残念です。ただ、自粛ムードのおかげ(?)で今年はお花屋さんで桜の枝が売れているようです。(自宅お花見ですね!) ネットでも3,000~4,000円程度で買えるようなので、自宅を満喫するグッズの1つとして購入を検討しようと思います
^^ (君野)

3月 労務スケジュール

- ・3月末退職者の手続き (労務ROAD VOL.679もご参考にご覧ください)
- ・新年度に向けた準備
- ・自殺対策強化月間